

各種助成事業に関するお知らせ

【二次募集についての留意事項】

EMS機器導入助成・ドライブレコーダ機器導入助成・後方視野確認支援装置等導入助成・先進安全自動車（ASV）導入助成の二次募集は、平成29年12月1日（金）より受付を開始させていただく予定ですが、一時に申請が集中しますと確認作業が遅れる場合がございます。

その際、ご申請頂いた書類を一旦お預かりし、書類の確認が終わり次第、後日ご連絡をさせて頂く予定です。

- ・届いた順に書類を確認し、申請書類が不足・不備なく揃っているものから順に助成し、予算枠に達した場合、その時点で終了となります。
- ・受付を終了する場合、大ト協ホームページTOPICS欄でご案内いたしますが、終了時点で当協会に書類が届いていない場合（郵送中、終了後に持参等）や終了時点でお預かりしている書類に不足・不備がある場合、助成できません。
お預かりしている書類に不足・不備がない場合でも、予算枠に達した場合、受付できない場合があります。

※必ず申請頂く前に各助成の要項をお読み頂き、申請書類を不備なくご準備、ご申請頂きますよう、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※なお、二次募集受付開始までの間（11月30日（木）まで）は、申請書類を受付いたしませんので、よろしくお願いいたします。

●二次募集に係る助成について、よくある申請書類の不備の注意事項（参考）

<p>様式2（内訳書）</p>	<p>（様式2 様式3 共通の注意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器名称・型式については各助成の助成対象機器一覧のとおりに記載して下さい。 ※（ASV装置については一覧はございませんが、各ディーラー（新車標準装着装置）・各メーカー（後付装置）の装置名を正しく記載して下さい） ※（EMS機器とドライブレコーダの一体型機器の場合でも、それぞれの助成で一覧表の表記が異なる場合がありますのでそれぞれの一覧表をご確認下さい）
<p>様式3（装着証明書）</p>	<p>（様式3の注意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写しではなく原本が必要です。 ・「装着証明者」の欄は装着を行った会社（販売店・ディーラー等）の社名、住所、会社印が必要。自社の整備工場等で装着をした場合は「装着証明者」の欄に自社名等と自社印を記載・押印して下さい。 ・「導入事業所名」の欄は助成を受ける事業者名（運送会社）と住所が記載されている必要があります。
<p>請求書の写し （新車の場合もしくは機器のリース・割賦契約の場合は見積書の写し）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器を現金等で購入した場合は領収証等と金額が合致する請求書の写しが必要です。（見積書・納品書不可） ※新車での導入の場合は、領収証等と金額が合致するお車の見積書の写しが必要です。 ※機器のみをリースや割賦払いした場合は機器の見積書の写しが必要です。 ・請求書・見積書は必ず各助成の助成対象機器一覧のとおり^の型式名と機器本体価格が明示されている必要があります。（新車標準装着のASV装置についても見積書に装置名と標準価格の記載が必要です） ・機器のみの購入で、請求書等に値引きの表記がされている場合、値引き後の本体価格が明確に確認できる必要があります。（例えば、値引きが本体にかかっておらず工賃からの値引きである場合は「工賃値引き」等の表記である必要があります）
<p>リース契約書・割賦契約書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新車リース等の場合で契約書に車番が記載されていない場合は物件受領証等の写しが必要です。 ※その他、契約日、契約期間、第1回支払日等が確認できる必要があります。 ※機器のリース・割賦契約の場合は機器型式・設置場所等が確認できる必要があります。
<p>車検証の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成申請日において有効期限内のものを添付して下さい。
<p>事業報告書の写し ※先進安全自動車（ASV）導入助成のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新車標準装着装置でご申請の場合は、直近事業年度の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページの写しを添付して下さい。（後付け装置の場合は不要）

※同じ車両で複数の助成申請をされる際には、請求書・見積書・領収書・リース割賦契約書・車検証等の各写しは、ご申請頂くそれぞれの助成申請書に添付が必要です。

※手形でのお支払いは、平成30年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入下さい。

※ドライブレコーダ導入助成のコムテック製機器で助成対象型式名の末尾に（T）の表記がある機種については、申請用紙の内訳書（様式2）、装着証明書（様式3）、および請求書（新車の場合および機器リースの場合は見積書）に（T）の表記がない場合は助成対象外となります。

※以上はあくまでも各助成申請の書類不足・不備の注意事項のごく一例です。各助成事業に関する詳細や申請に必要な書類については、必ずご申請前に各助成事業の要項（大ト協ホームページ）をご確認下さい。